

新潟市漁港占用料免除基準

(趣旨)

第1条 新潟市漁港占用料(以下「占用料」という。)の免除の取扱いについて、新潟市漁港管理条例(昭和45年新潟市条例第47号。以下「条例」という。)第13条第4項及び新潟市漁港管理条例施行規則(平成46年新潟市規則第4号。以下「規則」という。)第9条の2第1項に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(占用料の免除)

第2条 規則第9条の2第1項第1号に規定する漁業協同組合又はその組合員が漁業を行うために欠くことのできない用途のために占用する場合とは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 漁具倉庫
- (2) 漁業用燃油供給施設
- (3) 船捲き揚げ施設、斜路レール
- (4) 荷捌所
- (5) 漁業用冷凍・冷蔵庫
- (6) その他漁業を行うために欠くことのできない施設・設備等

2 規則第9条の2第1項第2号に規定する国又は他の地方公共団体その他の公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に要する場合とは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 水道施設
- (2) 下水道施設
- (3) 道路、橋梁(附属施設含む)
- (4) 航路標識施設(灯台等)
- (5) 防災施設(防災行政無線施設等)
- (6) 防火施設(消防ポンプ置場等)
- (7) 環境計測機器(河川、海等の水位・潮位・風速等)
- (8) その他直接かつ無償で公用又は公共目的のために利用するもの

3 規則第9条の2第1項第5号に規定する、使用又は占用の目的が漁港の利用を増進するものであって、かつ、営利を目的としない場合とは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 漁港を活用した市民が親しむ地域行事(祭事、花火大会等)
- (2) その他漁港の利用を増進するものであって、かつ、営利を目的としないもの

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。